最終更新日：2018年12月25日

株式会社ツナグ・ソリューションズ
代表取締役社長 米田　光宏
問合せ先：コーポレート統括本部 (03-3501-0279)
証券コード：6551
http://www.tsunagu.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性を高め、効率的な企業運営を行うことを基本方針としております。この基本方針を踏まえた上で、当社はコンプライアンスを実践し、あらゆるステークホルダーに対して責任を果たしていくことを重視しております。そのため、経営環境の変化に対応した組織体制を構築し、公正な経営システムの運営と内部管理体制の強化に取り組んでおります。今後も健全で透明かつ迅速な経営を追求し、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に努めて参ります。
なお、当社が監査役設置会社形態を採用しているのは、当該形態で十分に経営監視・監督機能を果たすことができると判断したためであります。
また、取締役の任期につきましては、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築し、また株主からの信任の機会を増やすことを目的とし、1年としております。さらに、取締役及び監査役の報酬についてはその総額を株主総会で決議しております。
また内部監査室は、当社の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2④．株主総会における権利行使】
議決権の電子行使につきましては、現状は実施しておりませんが、株主からの要望等を考慮し、導入時期も含めて今後検討してまいります。また、招集通知の英訳につきましては、2018年9月末現在の、海外投資家比率を鑑み、現状は実施しておりませんが、今後、保有比率を踏まえて、必要性に応じて検討してまいります。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、従業員の福利厚生の一環として、確定拠出年金制度を導入しており、当社はアセットオーナーとして企業年金の積立て等の運用に関与しておりませんが、従業員に対して、資産運用に関する教育研修の実施等を行うことを検討してまいります。

【補充原則3－1②．英語による情報開示】
英語による情報の開示及び提供については、海外投資家比率を鑑み、現状は実施しておりませんが、今後の海外投資家比率に応じて検討してまいります。

【補充原則3－2①．会計監査人制定の評価基準等の策定】
当社監査役会は、会計監査人を評価するための明確な基準を作成しておりませんが、会計監査人の行う監査が適正なものであるかどうかを確認するとともに、会計監査人について独立性と専門性の有無についての確認を行っております。

【補充原則4－1②．中期経営計画に関する情報開示】
当社は、中期経営計画に基づく経営を行っておりますが、アスピレーションや外部環境に依存する内容を多分に含んでおり、コミットメントレベルを鑑みて、情報の開示は行っておりません。今後は、その内容を精査し、開示について検討してまいります。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、取締役8名うち、独立社外取締役が1名選任され就任しております。独立社外取締役は客観的な立場から取締役会に出席し、意思決定・業務執行に対して監督を行うことにより役割を果たしております。また、新たに2名の独立社外取締役が選任されており、2019年4月1日に就任する予定としております。

【補充原則4－10 ①．独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置】
当社は、社外役員を4名選任しており、役員の指名・報酬等に関して、取締役会を通じて適切に検討されておりますが、今後は、諮問委員会の設置に関しても検討してまいります。

【補充原則4－11③．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、原則として各役員に取締役会議案資料を事前配布し、取締役会開催前において議題を事前把握すること及び審議時間を十分に確保しております。また、監督・監査機能を果たすべく監査役も必要に応じて意見陳述を行っていることから、取締役会全体の実効性は確保されているものと判断しています。取締役会の実効性についての分析、評価の方針については、評価方法等も含めて今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．政策保有株式の保有】
当社では、原則として政策保有株式を保有いたしません。なお、政策保有が必要となる場合につきましては、定期的に、その保有についてリターンとリスク等を踏まえた経済合理性や将来の見通しを中長期的に勘案し、取締役会にて十分に検証し、当社にとって中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に限るものとしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社では、新たに関連当事者と取引を開始する場合には、事前に取締役会において、取引の合理性、事業上の必要性、取引条件の妥当性について十分に検討した上で、承認を得ることとしております。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【原則3－1．情報開示の充実】
(i) 当社は、採用市場におけるインフラ企業を目指すというビジョンを掲げております。特に、アルバイト採用において、アルバイトを探す人の不安、募集をする企業や店長の不信、職場を取り巻く不満。それらの「不」を解消し、無意識に、安心してアルバイトを見つけることができる、採用できる。スタッフも店長も、職場の全ての人がイキイキと働くことができる。当社は、そんな”働く”世の中を創る大きな力となることを目指します。まるで誰もが無意識に安心して渡ることができる、しっかりとした橋を架けるようになりたいと考えております。
その他の、経営戦略及び経営計画等につきましては、当社ウェブサイトや決算説明会資料等にて開示しております。
(ii) コーポレート・ガンバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、コーポレート・ガバナンス報告書に、基本的な考え方として、記載しております。
(iii) 取締役の報酬は、世間水準、業績、社員給与とのバランス等を考慮し、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役においては取締役会での協議により決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、同じく株主総会の決議において定められた報酬限度内において、監査役会により報酬額を決定しております。
(iv) 取締役及び監査役の候補の指名を行うにあたっての方針・手続につきましては、規程等において明文化しておりませんが、当社の企業理念への理解があること、豊富な経験や高い専門性・見識、高度な倫理観及び優れた人格を有し、客観的な視点から取締役の職務執行及び監査役としての監査職務を行い、当社の企業価値の向上に寄与すると考えられる者を候補として、株主総会にて選任することとしております。取締役及び監査役の解任を行うにあたっては、役員規程において解任事由を規定し、取締役会の承認を得て、株主総会にて解任することとしております。
(v) 取締役及び監査役の個々の選解任・指名についての説明は、株主総会招集通知にて記載いたします。

【補充原則4－1①取締役会の役割・責務】
当社は、法令において定められた取締役会決議事項及び重要な業務執行上の意思決定につきましては、取締役会において決議しております。また、取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役会にて決議すべき事項を明確に定めております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の選任に当たり、会社法上の社外性要件に加え、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない事を社外取締役に指定するための基準としております。また、企業経営に関する豊富な経験や高い専門性・見識を資質として重視しております。

【補充原則4－11①．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、社外取締役1名を含む計8名の取締役、3名の監査役（いずれも社外監査役）により構成されております。取締役の選任においては、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与する豊富な経験や高い専門性・見識並びに高度な倫理観と優れた人格を備えた人材を選任し、加えて社外取締役及び監査役においては、独立した立場で業務執行を監視・監督を期待できる人材を選任することにより、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模を十分に考慮して取締役会を構成しております。

【補充原則4－11②．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる兼務の状況であると判断しております。他の上場会社等の役員の兼任状況につきましては、株主総会の招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4－11③．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則4－14②．取締役・監査役のトレーニング】
取締役及び監査役に対するトレーニングの方針につきましては、職務遂行上必要な知識の習得のため、外部機関が実施する各種研修やセミナーへの参加、及び専門誌の購読等を通じて、知識の習得や継続的な更新をする機会を得るための体制を確保しております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、取締役コーポレート統括本部長をIR責任者と定め、各関連部門と定期的に会議を開催するなど、社内において積極的に連携を取りつつ、株主や投資家の皆様に対しては決算説明会を年に2回開催することにより、建設的な対話の機会を確保できるよう取り組んでおります。また、対話において把握した株主の意見等に対しては、IR責任者を通じて取締役会において報告し、情報の共有を図っております。なお、対話に際してのインサイダー情報に関しては、内部者取引管理規程を策定し未然防止に注力し、かつ、社内においても定期的に研修の機会を設けております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
米田 光宏	1,386,490	18.91
株式会社ツナグ・ソリューションズ従業員持株会	1,142,709	15.59
株式会社米田事務所	856,530	11.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	583,900	7.97
渡邉 英助	360,000	4.91
株式会社リクルート	186,300	2.54
平賀　充記	162,000	2.21
御子柴 淳也	156,690	2.14
矢野 孝治	156,690	2.14
久米 喜代司	144,000	1.96

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

特になし

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
六川　浩明	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
六川　浩明	○	-	長年にわたり弁護士としての職務を経験した法律の専門家であります。豊富な経験と見識から、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び監査法人による会計監査の3つを基本とし、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図っており、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。
監査役と監査法人は、定期的に会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の向上と効率化に努めております。監査役と内部監査室は適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など効果的な監査の実施に努めております。内部監査室と監査法人は必要に応じて会合を持ち、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、ミーティングを実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮原　正雄	他の会社の出身者							△						
小山　貴子	他の会社の出身者							△						
北村　惠美	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮原　正雄	○	宮原氏は、当社の主要取引先である株式会社リクルートホールディングス及びリクルートグループ（株式会社リクルートホールディングスが議決権の過半数を所有する会社及びその子会社）に以前在籍しておりましたが、同氏が株式会社リクルートホールディングス及びリクルートグループを退社してから14年経過していることから、独立性の問題はないものと判断いたします。	事業会社における長年にわたる管理部門での経験と見識から社外監査役に選任しております。当社と同氏の間には、人的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

小山　貴子	○	小山氏は、当社の主要取引先である株式会社リクルートホールディングスに以前在籍しておりましたが、同氏が株式会社リクルートホールディングスを退社してから13年経過していることから、独立性の問題はないものと判断いたします。	社会保険労務士であり人事労務等の見識を十分に有していることから、社外監査役に選任しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
北村　恵美	○	-	公認会計士、税理士としての職務を経験した会計、税務の専門家であり、財務会計等の見識を十分に有していることから、社外監査役に選任しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

【業績連動型報酬制度の導入】
社外取締役を除く取締役に対して、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識を高めるため、業績連動型金銭報酬である役員賞与を支給することとしております。
支給額については、連結財務諸表における経常利益計画の超過額の34%を原資として、各役員の管掌部門の業績等により、分配する形としております。
【ストックオプション制度の導入】
業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役について、総額報酬を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、職責に基づく「基本報酬」と、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識を高めるため、業績連動型金銭報酬である「役員賞与」により構成されています。
賞与につきましては、社外取締役を除く取締役を対象としており、社外取締役につきましては、経営に対する独立性の強化を重視し、その職務内容と責任に見合った優秀な人材の確保・維持のため、「基本報酬」のみとしております。
なお、各報酬を加えた報酬総額は、株主総会で決議された限度額（年額200百万円）の範囲内で支給することとしております。
また、監査役の報酬は、経営に対する独立性の強化を目的に月額基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された限度額（年額50百万円）の範

囲内で、各監査役の職責に応じて、監査役の協議により決定しております。
(ⅰ)基本報酬
基本報酬は、当社の業績・経済情勢等を勘案し、役位・職責に応じて、取締役会にて決定します。
(ⅱ)賞与
賞与については、業績目標達成への意欲を更に高めるため、当社の重要利益指標である経常利益の目標達成状況により決定します。算定方法は、以下になります。
(ア) 支給総額は、賞与支給前の連結経常利益が、連結経常利益目標を上回った金額に34%を乗じた金額とします。ただし、基本報酬と賞与総額の総計が、支給限度額(年額200百万円)を上回った場合は、限度額より、基本報酬を減じた額を支給総額とします。
(イ) 各取締役への支給割合については、取締役それぞれの職責、業績に対する貢献度、その他諸般の事情を考慮して、ポイントを算出し、そのポイントの割合に応じて決定いたします。
(ウ) ポイントの算出方法については、以下になります。
ポイント　＝職責に応じたポイント　×　業績連動係数　±　調整ポイント
※各取締役に支給される賞与については、基本報酬と同額を上限とします。
※ポイントがマイナスとなった場合は、支給なしとなります。
(エ) あらかじめ定めた場合に限り、基本報酬の一部を賞与として受け取ることをできることとします。その場合も、経常利益の目標達成を条件とし、目標を上回った金額を上限に、減額分相当額を賞与として受け取ることとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートはコーポレート統括本部で行っております。取締役会の資料はコーポレート統括本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明をおこなっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役会】
当社の取締役会は取締役8名、うち1名は社外取締役で構成され、「取締役会規程」に則り原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は、法令に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行の監督をする機関と位置づけております。取締役会では毎月の営業状況や業績の報告が行われ、経営課題等について審議・決議しているなか、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能を果たしております。また、社外取締役が他の取締役の職務執行を監督し、意思決定の透明性、効率性及び公平性の確保に努めております。
【監査役会】
当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(3名とも社外監査役)の計3名で構成されております。監査役は取締役会等社内の重要な会議に出席するほか、取締役、従業員及び会計監査人から情報を収集する等して取締役の職務の執行を監督しております。原則として月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。
【会計監査人】
新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。同監査法人及び監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。
【内部監査】
当社は、業務執行の適正性・効率性を確保するために、通常の業務から独立した機関として社長直轄の内部監査室を設け、専任者1名が当社及び子会社の全業務について「内部監査規程」に基づき必要な業務監査を実施する等内部統制の充実に努めております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送につきましては、可能な範囲で早期発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定するよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	海外の株主比率等を鑑み今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上のアナリスト・機関投資家向け説明会の実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRに関する独立ページを設け、決算情報、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役コーポレート統括本部長を責任者として、統括本部内にIR担当を置いて、必要に応じて各部署と連携を図りながら、適正なIR活動を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、従業員、取引先等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び適時開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行う予定でおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況
(a)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ　当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させております。
ロ　コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、「リスク管理委員会」を設置して、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的実施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当てております。
(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ　当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等について文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。
ロ　取締役、監査役その他関係者はこれらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとしております。
(c)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ　当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月１回の定時取締役会を開催しております。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催しております。
ロ　取締役会は当社の財務、投資、コスト等の項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現させております。
(d)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ　当社はリスク管理体制の確立を図り、グループのリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議、承認する組織として「リスク管理委員会」を設置しリスク管理委員長（代表取締役社長）を中心にリスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めております。
ロ　リスク管理委員会での状況のレビューや結果は逐次取締役会に報告し決定しております。また、その結果については監査役会にて報告しております。
(e)当社における業務の適正を確保するための体制
イ　当社の運営管理及び内部統制の実施に関しては、リスク管理委員会がこれを担当しております。
ロ　リスク管理委員会は当社のコンプライアンスに関して、統括推進する体制を構築し、横断的な管理を行っております。
ハ　コンプライアンス統括責任者は当社の内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告しております。
(f)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ　当社及び子会社から成る企業集団全体の情報の保存及び管理を適切に行うため、「関係会社管理規程」を定め、子会社に対し、業務執行に関する事項の事前承認と報告を求めております。
ロ　子会社の内部統制の状況について、必要に応じ当社の取締役会において報告しております。
ハ　当社は子会社経営において、当社に準じた損失の危険の管理に関する体制が整備されるように指導しております。
ニ　子会社にて不測の事態が発生した場合を想定し、適切な情報が当社へ伝達される体制を整備しております。
ホ　当社及び子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保しております。
(g)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
イ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で管理部門スタッフをその任にあてております。
ロ　監査役の補助業務に当たる使用人は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとしております。
(h)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
イ　取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項について、その内容を速やかに報告しております。
ロ　監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、グループ連携を強化し、ガバナンス力の向上を図るために設置されたグループ経営会議、本部長会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとしております。
(i)子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
子会社の取締役・監査役及び使用人等は職務の執行状況等について、当社監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行っております。
(j)監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は監査役に前(h)、(i)の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。
(k)監査役の職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は責務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
(l)その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
イ　監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び使用人は監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めております。
ロ　監査役は専門性の高い法務、会計について独立して弁護士、監査法人と連携を図っております。また、取締役会、グループ連携を強化し、ガバナンス力の向上を図るために設置されたグループ経営会議、リスク管理委員会等の重要会議に出席するほか、取締役との懇談、社内各部門への聴取及び意見交換、資料閲覧、監査法人の監査時の立会い及び監査内容についての聴取並びに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行っております。
(m)反社会的勢力排除のための体制
イ　当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断しております。
ロ　当社は、反社会的勢力排除のため、以下の内容の体制整備を行っております。
　（イ）反社会的勢力対応部署の設置
　（ロ）反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
　（ハ）外部専門機関との連携体制の確立
　（ニ）反社会的勢力対応マニュアルの策定

⑶ 暴力団排除条項の導入
⑷ その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長米田光宏は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。このような信念の持主であることから、取締役会等において、折に触れ自ら注意を促しております。また、当社は「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては直ちに対応統括部署であるコーポレート統括本部に報告・相談する体制を整備しております。当社における反社会的勢力排除体制としましては、新規取引開始時には、会社案内やホームページでの確認、「日経テレコン」での調査、インターネットでの検索を必ず実行する体制を構築しており、既存取引先についても原則年1回、取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」には取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。さらには、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には役員、関係部署の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。
なお、現時点で株主全員の属性等について調査したほか、取引先等についても再調査した結果、関係すると思われる者は見当たりませんでした。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特になし。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、適時適切な情報開示及び説明責任を果たすことは経営の透明性、公正性を高める上で非常に重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの観点からも重要であると認識しております。そのため、株主等の理解を促進させる会社情報については、その開示を積極的に行っていくとともに、社員に対する周知・啓蒙についても積極的に行う予定です。

【模式図（参考資料）】

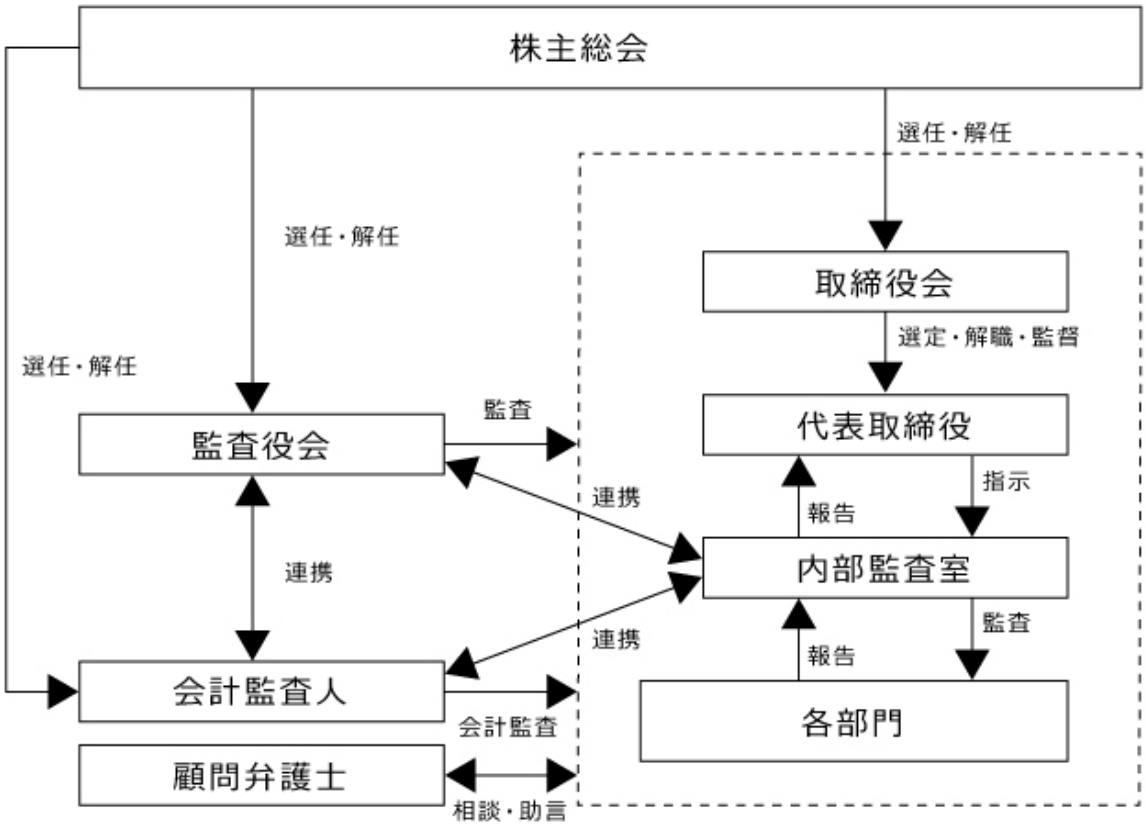

【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞

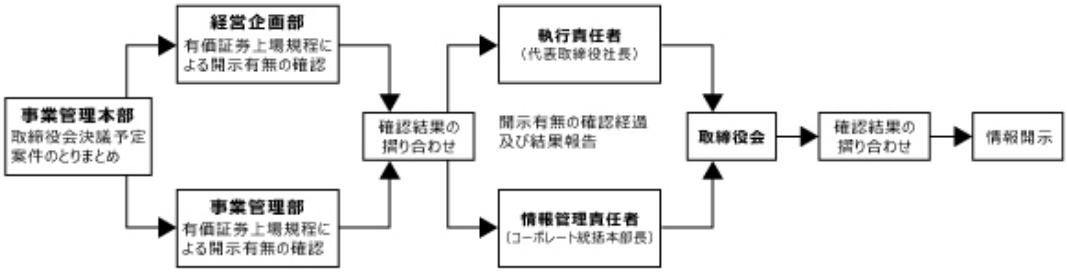

＜子会社の決定事実に関する情報等＞

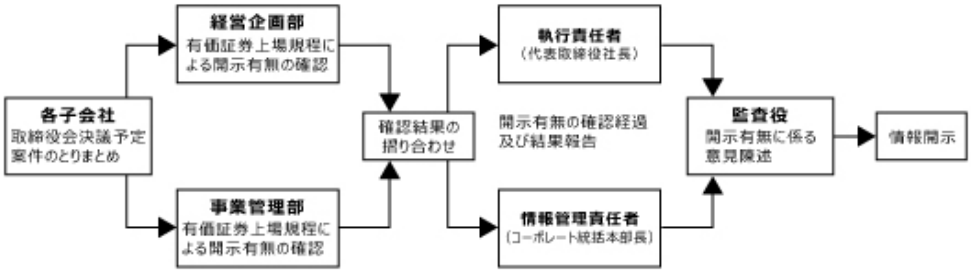

＜当社グループに係る発生事実に関する情報等＞

